

Net119 緊急通報システム運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美浜町、南知多町（以下「両町」という）を管轄する知多南部消防組合消防本部（以下「消防組合」という。）において共同運用する知多広域消防指令センター（以下「指令センター」という）が提供する Net119 緊急通報システム（以下「Net119」という。）の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、Net119 とは聴覚機能、音声機能、言語機能等に障害を有する者が、自らが保有するインターネット端末（インターネット機能を利用することができる携帯電話又はスマートフォンをいう。以下同じ。）を利用して、消防機関へ緊急通報を行うシステムをいう。

(利用対象者)

第3条 Net119を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 聴覚機能、音声機能、言語機能により、音声で会話することが困難である者で両町に在住し、障害者手帳を取得している者
- (2) 前号に掲げる者のほか、消防組合が特に必要があると認める者

(登録の申請)

第4条 Net119 を利用しようとする者は、別に定める Net119 緊急通報システム登録規約に同意のうえ、Net119 緊急通報システム登録申請書及び、承諾書を消防組合に提出しなければならない。

(登録審査および通知)

第5条 消防組合は、前条の申請を受けたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、当該申請者を Net119 の利用者として登録するものとする。

2 消防組合は、登録した旨を申請者のメールアドレスに通知するものとする。

(変更等の申請)

第6条 前条の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、Net119 緊急通報システム登録変更・廃止届出書（第2号様式）に必要事項を記載し、消防組合に提出しなければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更が生じたとき
- (2) 利用するインターネット端末を変更したとき
- (3) 利用者としての登録を廃止するとき

(登録の取消し)

第7条 消防組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り

消すことができる。

- (1) 前条第3号の規定による届出があったとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録者となったとき
- (3) 転居、死亡その他の事由により、第3条に規定する利用対象者でなくなったとき

(利用料)

第8条 Net119の利用料は無料とする。ただし、Net119の登録及び緊急通報に伴う通信費用その他インターネット端末の利用に係る費用は、登録者の負担とする。

(文書保存)

第9条 Net119の登録等に係る文書は、消防組合で保存するものとし、保存期間は、知多南部消防組合消防本部文章取扱規程第5章整理及び保存第36条の規定により当該登録情報を利用しなくなった年度の翌年度4月1日を起算日とし3年間とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

Net119 緊急通報システム利用規約

第1 はじめに

美浜町、南知多町（以下「両町」という。）を管轄する知多南部消防組合消防本部（以下「消防組合」という。）において共同運用する知多広域消防指令センター（以下「指令センター」という。）が提供する Net119 緊急通報システム（以下「Net119」という。）のご利用を希望される方は、本規約の全てをお読みいただき、あらかじめ登録をしたうえでご利用いただくことができます。

第2 利用規約の適用範囲

本規約は、Net119 及びこれに付帯関連するサービスの全てに適用されるものとします。

第3 サービス概要

Net119 は、聴覚機能、音声機能、言語機能等に障害があり、音声による 119 番通報が困難な方が、お持ちのスマートフォンやタブレット端末等からインターネット（Web）を使って、音声を用いることなく 119 番通報できるシステムです。

第4 指令センター管轄区域

指令センターの管轄区域は、常滑市・半田市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町（以下「知多地域」という。）です。

第5 利用の条件

- 1 利用対象者は、聴覚機能、音声機能、言語機能等に障害があり、音声による 119 番通報が困難で、両町にお住まいの障害者手帳を取得されている方に限ります。音声による通報が可能な方は音声による 119 番通報をご利用ください。
- 2 登録後に明らかに音声による通報が可能であると消防組合が判断した場合は、登録を抹消することがあります。
- 3 Net119 は、日本語によるチャット（文字を使った会話）ができる方のみ利用できます。
- 4 Net119 のご利用には、事前登録が必要です。
- 5 利用にあたっては、GPS 機能を搭載し、インターネットに接続が可能及び電子メール機能を使うことができるスマートフォン、タブレット端末、携帯電話（以下「端末」という。）が必要となります。
- 6 Net119 をご利用いただけるのは、利用者として登録された方のみです。
- 7 第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、Net119 では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない端末では、Net119 がご利用できない場合があります。
- 8 Net119 は、全ての端末での動作を保証するものではありません。機種によっては、正常に動作しない等の理由で、ご利用をお断りすることがあります。

また、Net119 のバージョンアップ等により、それまで動作していた端末であっても、ご利用できなくなる場合があります。この場合は、登録されているメールアドレスあてに事前にお知らせしますので、引き続き利用を希望する場合は、新しい機種に買い換えるなどの対応をお願いします。

- 9 通報を行うには、GPS 機能を有効に設定する必要があります（通報が必要な緊急時には、GPS 機能の設定を変更することが困難な場合も考えられるため、常に有効にしておくことをおすすめします。）。
- 10 迷惑メールフィルタリング等を利用の場合には、「web119.info」ドメインからのメールを拒否しないよう設定してください。受信拒否（ドメイン指定等）が設定されている場合は、設定を解除するか、ドメイン受信設定の登録をお願いします（機種により設定方法が違いますので、設定方法について不明な場合は、各利用端末の取扱い説明書や販売店等で、ご確認をお願いします。）。
- 11 利用する端末は、ロックを有効にする等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- 12 認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「お問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。
- 13 Net119 は、緊急通報以外には使用できません。

第6 利用登録に関する注意事項

- 1 複数の端末でNet119の利用を希望される場合は、1台ごとに登録が必要になります。
- 2 登録にあたっては、通報を受けた指令センターが迅速に対応するため、また登録者の情報を適正に管理するための情報として、次の項目の登録が必要になります。
「端末種別」、「氏名（フリガナ）」、「性別」、「生年月日」、「メールアドレス」、「住所」、「連絡先（電話、ファックス番号）」、「障害の内容」
- ※ 使用できる文字：英数字、「.」（ピリオド）」、「-」（ハイフン）」、「_」（アンダーバー）」、「@」（アットマーク）」ただし、ピリオドの連続（.）や、アットマークの直前のピリオド（.@）を含むメールアドレスは使用できません。
- 3 救急隊や消防隊が現場へ到着し活動するうえでの参考情報として、自宅における健常者の有無や手話、筆談ができるかどうかを登録することができます。円滑な現場活動のために登録することをおすすめします。
「自宅における健常者の在否」、「手話又は筆談の状況」
- 4 通報時に体調不良等の理由により連絡がとれなくなった場合に備え、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、連絡先や緊急連絡先に関する情報を登録することができます。いざという時に、消防組合・指令センターが通報者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録をお願いします。
「氏名（フリガナ）」、「連絡先（電話、ファックス番号）」、「メールアドレス」、「住所」

- 5 通報時に何らかの理由で消防組合・指令センターから利用者に連絡が取れなくなってしまう際には、緊急連絡先に登録された方に居場所の問合せを行う場合があります。ご家族等の問合せに対応いただける方を登録してください。
- 6 緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。登録後に消防組合から登録された方に意思の確認を行う場合があります。
- 7 登録いただいた情報は、緊急時に消防組合・指令センターが必要と判断した場合において、消防・救急活動に必要と認められる範囲で、行政機関や医療機関、警察等に対して情報提供を行います。また知多地域以外を管轄する消防機関が通報を受け付けた場合も同様の取扱いとなります。
- 8 利用者が救急隊や消防隊に通報場所を素早く伝えるための情報として、よく行く場所の情報を登録することができます。緊急時に、消防組合・指令センターが利用者との連絡を確保する上で貴重な情報ですので、登録をお願いします。「よく行く場所の名称」、「よく行く場所の住所」
- 9 救急隊が搬送先の病院を選定する場合の参考情報として、医療情報を登録することができます。円滑な病院選定のために登録することをおすすめします。「血液型」、「持病（既往歴）」、「常用薬」、「アレルギー」、「かかりつけ医療機関」
- 10 次の事由が発生した場合には、速やかに変更申請書又は廃止申請書を消防組合に提出してください。
 - (1) 転居やメールアドレス等の登録情報に変更があった場合
 - (2) 端末の機種変更を行った場合
 - (3) Net119 の利用条件を満たさなくなった場合
 - (4) Net119 の利用を中止したい場合
- 11 Net119 の利用意思を確認するために、指令センターから登録されたメールアドレス宛てに定期的にメールを送信することがありますので、メールの記載内容に沿って返信をしてください。

長期間にわたり返信がない場合等、利用意思を確認できない場合には、利用の停止措置又は利用者情報の抹消をすることがあります。
- 12 利用者別に発行される本登録用 URL は、個人を認証する重要な情報になりますので、他人に知らせないでください。

第7 通報時の注意事項

- 1 音声通話により 119 番通報が可能な方が近くにいる場合は、音声通話による 119 番通報を依頼することも考慮してください。
- 2 通報を行う際には、初めに「Net119」を起動し、続けて「火事」、「救急」、「その他」の通報種別を選択し、その次に、今いる場所を「自宅」、「現在地」から選択してください。
- 3 今いる場所として「自宅」を選択した場合は、GPS 測位による現在地情報と併せて、事前に登録した住所が指令センターに送られます。「現在地」を選択し

た場合は、GPS 測位による現在地情報が指令センターに送られます。GPS 測位結果から正しい位置情報が得られない場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。

- 4 現在位置の入力が完了すると、通報が指令センターに接続され、チャットを開始します。詳しい状況を教えてください。
- 5 チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- 6 チャットが途中で切断された場合や聴取完了後に、指令センターから登録されたメールアドレス宛てに「呼び返しメール」を送付する場合がありますので、メールを受信できる状態にしてください。
- 7 「呼び返しメール」を確実に受信できるように、登録しているメールアドレスに変更があった場合には、速やかに登録情報の変更手続きを行ってください。
- 8 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は、別の手段での通報（第三者による通報等）を案内する場合があります。
- 9 明らかにいたずら通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。

第8 サービス利用ができない場合

- 1 Net119 は日本国内でのみご利用いただけます。海外での緊急通報は渡航先の制度に基づいて行ってください。
- 2 Net119 をご利用に際しては、携帯電話会社の通信網を使うことから、トンネル、地下、建物の中のように電波の届きにくい所、通信網のエリア外等、一部 Net119 をご利用いただけない場所があります。
- 3 Net119 はインターネット回線を利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者等の工事、メンテナンス及び混雑、通信電波状況によりご利用いただけない場合があります。
- 4 Net119 のメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを指令センターより事前に登録メールアドレスへ通知します。ただし、緊急でメンテナンスが必要となった場合は事前連絡なく実施することがあります。
- 5 何らかの理由により Net119 による通報ができない場合には、別の手段（第三者による通報等）によって 119 番通報を行ってください。
- 6 消防組合は、利用者への事前の通知により、いかなる補償をすることなく、Net119 の利用の全部又は一部の停止、変更、休止又は廃止をすることができるものとします。

当該停止等によって、利用者に損害が生じた場合であっても、消防組合は、何らの責任も負わないものとします。

第9 個人情報の保護及び取扱い

- 1 消防組合は、Net119 で収集した個人が特定される又は特定され得る情報（他の情報との照合により個人を特定できる情報を含む。（以下「個人情報」といいます。）を、知多南部消防組合消防本部個人情報保護条例をはじめとした関係例

規に基づき、適正に管理し、登録された個人情報、Net119 を利用した緊急通報に関する業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。

- 2 知多地域の管轄外からの通報が行われた場合、その場所を管轄する消防機関へ通報を転送します。その際、登録いただいた利用者情報も含めて管轄の消防機関へ転送することがあります。
- 3 知多地域以外の管轄消防機関から搬送先医療機関へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。
- 4 Net119 の登録情報及び通報内容（通報画面「チャット画面等」に入力される情報及び通報した位置情報等）は、Net119 の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、指令センター及びコンピュータシステムの運用保守を行う事業者（ソフトウェア及びハードウェアの保守の委託先を含みます。）によってアクセスされます。
- 5 退会等に伴う登録抹消の後においても、登録情報及び通報内容並びに通信履歴は、Net119 の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。
- 6 個人情報の開示・訂正・削除等のお問い合わせは、消防組合までご連絡ください。

第10 利用者の責任負担

利用者は、自己責任において Net119 を利用するものとします。サービスの利用に必要な機器の準備及び通信料の負担は、利用者の責任において行うものとします。消防組合は、利用者が Net119 の利用に際して行った一切の行為、その結果及び当該行為によって被った損害について、損害の原因が消防組合にある場合を除き何ら責任を負わないものとします。

第11 サービス利用上の禁止行為

利用者は第10に定めるもののほか、Net119 の利用にあたって、以下の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。以下の行為が認められた場合には、機能を制限する、登録を抹消する等の措置をとらせていただく場合があります。

- (1)他の利用者、消防組合又は第三者に不利益又は損害を与える行為
- (2)人権侵害、差別行為又はこれらを助長する行為
- (3)公序良俗に反する行為
- (4)法令に違反する行為
- (5)自殺を誘引又は勧誘する行為
- (6)虚偽の情報を登録、投稿又は送受信する行為
- (7)消防組合の書面による事前の承諾を得ずに、Net119 に関連して営利を追求する行為
- (8)消防組合による Net119 の運営を妨害する行為
- (9)Net119 の信用を失墜又は毀損させる行為
- (10)Net119 を譲渡、貸与、公衆送信又は使用許諾する行為

(11)Net119 を複製、翻案、編集、改変、逆アセンブル、逆コンパイル又はリバースエンジニアリングする行為

(12)その他消防組合が不適切と判断する行為

第12 サービスコンテンツの権利等

- 1 Net119 に関するコンテンツの権利（所有権、特許権・著作権等の知的財産権、肖像権、パブリシティー権等）は消防組合又は当該権利を有する第三者に帰属しています。
- 2 利用者は、Net119 を利用するにあたって、一切の権利を取得することはないものとし、消防組合は、利用者に対し、Net119 に関する知的財産権について、Net119 を本規約に従ってのみ使用することができる、非独占的かつ譲渡不能の実施権及び使用権を許諾するものとします。
- 3 利用者は、所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティー権等、Net119 に関する一切の権利を侵害する行為をしてはならないものとします。
- 4 本条の規定に違反して権利侵害等の問題が発生した場合、利用者は、自己の負担と責任においてかかる問題を解決するとともに、消防組合に何らの不利益又は損害を与えないものとし、消防組合に損害を与えたときは、消防組合に対しての当該損害の全てを賠償するものとします。

第13 権利侵害の責任免除

- 1 Net119 に関する情報が利用者若しくは第三者の権利を侵害し、又は当該権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その侵害及び紛争について、消防組合は何らの責任も負わないものとします。
- 2 利用者の端末機環境又は通信環境等その他の理由によっては、Net119 が正常に利用できず、利用者に損害が生じた場合であっても、消防組合は何らの責任も負わないものとします。
- 3 Net119 を利用者の端末機に登録するにあたって利用者の端末機がコンピュータウィルス等に感染し、利用者に損害が生じた場合であっても、消防組合は何らの責任も負わないものとします。
- 4 天災・事変等の非常事態により Net119 が正常に利用できず、利用者に損害が生じた場合であっても、消防組合は何らの責任も負わないものとします。

第14 規約改訂の告知・効力

消防組合は、本規約を随時改訂することができるものとします。消防組合は本規約を改訂した場合、その都度、改訂後の本規約を消防組合ホームページ内に掲示することによって利用者に告知するものとします。

第15 疑義・問題の解決のための協議

Net119 に関連して利用者、消防組合又は第三者との間で疑義又は問題が生じた場合、両者はその都度誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

《 申請書類の提出先及びお問い合わせ先 》

〒470-2404

美浜町大字河和字南橘田 106-126

知多南部消防組合消防本部 総務課 消防管理係

電話番号 : 0569-64-0119 ファックス番号 : 0569-62-2112

電子メールアドレス : infocnfd@tac-net.ne.jp

登録番号	知多南部 消防組合	
------	--------------	--

Net119 緊急通報システム登録申請書

申請日 年 月 日

利用端末種別	スマートフォン ・ 携帯電話 ・ その他
--------	----------------------

1 利用者情報

フリガナ		性別	生年月日（和暦・西暦）
氏名		男・女	年 月 日生
メールアドレス			
住所			
附則事項	（例）マンション部屋No.、オートロックなど		
連絡先電話番号			
ファックス番号			
障がいの内容			
備考			

※ その他の利用者情報（該当のものに○をつけてください。）

あなたの自宅に健聴者（聞こえる人）が	いる ・ いない
あなたは手話が	できる ・ できない
あなたは筆談が	できる ・ できない

※ 追記事項

（例）保護者情報など

2 緊急連絡先

(1) 第1連絡先（本人との関係： ）

フリガナ		電話番号	
氏名		ファックス 番号	
メールアドレス			
住所			
備考			

(2) 第2連絡先（本人との関係： ）

フリガナ		電話番号	
氏名		ファックス 番号	
メールアドレス			
住所			
備考			

3 よく行く場所（通勤・通学場所などを記入してください）

	名称	住所	備考
場所1			
場所2			
場所3			

4 医療情報

血液型	A・B 型 O・AB	RH + -	持病 (既往)	
常用薬			アレルギー	
医療機関				
備考	(例) 医療機関連絡先、担当医名など			

《 申請書類の提出先及びお問い合わせ先 》

〒470-2404

美浜町大字河和字南橋田 106-126

知多南部消防組合消防本部 総務課 消防管理係

電話番号：0569-64-0119 ファックス番号：0569-62-2112

電子メールアドレス：infocnfd@tac-net.ne.jp

登録番号	知多南部 消防組合	
------	--------------	--

Net119緊急通報システム利用承諾書

年 月 日

知多南部消防組合消防本部
消防長あて

申請者

住所

氏名

私は、「Net119緊急通報システム利用規約」を承諾し、登録申請します。

なお、緊急時に美浜町、南知多町を管轄する知多南部消防組合が共同運用する知多広域消防指令センター（以下「指令センター」という。）が必要と判断した場合には、登録申請書の記載事項について第三者（行政機関や医療機関、警察等の消防救急活動に必要と認められる範囲）に情報提供することについて承諾します。

また、指令センター以外の消防機関が通報を受付けた場合も同様に情報提供を承諾します。

利用者

署名

①

《注意事項》

- (1) 利用者が未成年の場合は、保護者の方が申請を行ってください。その際、申請者欄には保護者の方の情報を記入し、利用者署名欄にはお子様の署名をお願いします。
- (2) Net119緊急通報システムの利用を希望される場合は、この書面とともに、「Net119緊急通報システム登録申請書」を記入し、次の申請書類の提出先及びお問い合わせ先まで持参してください。

《 申請書類の提出先及びお問い合わせ先 》

〒470-2404

美浜町大字河和字南橘田 106-126

知多南部消防組合消防本部 総務課 消防管理係

電話番号：0569-64-0119 ファックス番号：0569-62-2112

電子メールアドレス：infocnfd@tac-net.ne.jp

登録番号	知多南部 消防組合	
------	--------------	--

Net119 緊急通報システム変更申請書

申請日 年 月 日

1 利用者情報

登録時（変更申請したことがある場合は最後に申請した時）の情報を記入してください

フリガナ		性別	生年月日（和暦・西暦）
氏名		男・女	年 月 日生
住所	〒		
メールアドレス			

2 機種変更の有無（携帯電話会社を変更した場合も“有”としてください）

（ 有 ・ 無 ）

3 変更内容（変更となった情報のみ記入してください）

項目	変更前	変更後

《 申請書類の提出先及びお問い合わせ先 》

〒470-2404

美浜町大字河和字南橋田 106-126

知多南部消防組合消防本部 総務課 消防管理係

電話番号：0569-64-0119 ファックス番号：0569-62-2112

電子メールアドレス：infocnfd@tac-net.ne.jp

登録番号	知多南部 消防組合	
------	--------------	--

Net119 緊急通報システム利用廃止申請書

申請日 年 月 日

1 利用者情報

登録時（変更申請したことがある場合は最後に申請した時）の情報を記入してください

フリガナ		性別	生年月日（和暦・西暦）
氏名		男・女	年 月 日生
住所	〒		
メールアドレス			

2 申請内容

私は、このたび Net119 緊急通報システムの利用を廃止しますので、登録情報の抹消をお願いします。

申請者

署名

印

《 申請書類の提出先及びお問い合わせ先 》

〒470-2404

美浜町大字河和字南橋田 106-126

知多南部消防組合消防本部 総務課 消防管理係

電話番号：0569-64-0119 ファックス番号：0569-62-2112

電子メールアドレス：infocnfd@tac-net.ne.jp